



平成19年12月21日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 中村 満 義  
(コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部)  
問合せ先 総務・人事本部 総務部長  
竹田 優  
(TEL. 03 - 5544 - 1111 (代表))

### 建設業法に基づく営業停止処分について

このたび、名古屋市交通局が発注した地下鉄工事に関して、名古屋地方検察庁により独占禁止法違反として当社及び当社関係者が起訴され、名古屋地方裁判所において有罪判決を受け、10月30日に判決が確定いたしました。

これに伴い、本日、当社は国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項に基づき下記のとおり営業停止命令を受けました。

本件に関しましては、株主の皆様並びにお客様をはじめ、ご関係の皆様にご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続き法令遵守、企業倫理の更なる徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

#### 2. 期 間

平成20年1月7日から2月5日までの30日間

以 上